

クリス事件とは？

2018年7月の深夜、千葉県市川市で、帰宅途中の女性が襲われ、口淫を強要される事件が起きました。

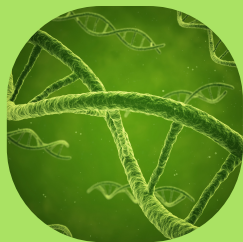
女性はその場で精液を吐き出し、帰宅後にうがいをして警察に通報しました。そのため採取されたDNA資料は、微量かつ、被害者の口腔内細胞との混合でした。微量で混合資料のDNA鑑定は困難で、そもそも精子のDNA型を特定することができません。

ところが、事件から3年4か月後の2021年11月、クリストファー・スティーブン・ペインさん（以下、クリスさん）が、DNA型が犯人と「矛盾しない」として逮捕・起訴されました。

クリスさんは、1991年にアフリカ系アメリカ人の母とギリシャ人の父との間に生まれ、日本語が堪能な（日本語検定1級）アスリートです。

クリスさんは、2018年7月の事件当日、東京都渋谷のTokyo Fight Club（店内に格闘技のリングを備えた飲食店）でファイターとして働いていただけでなく、日本人の交際相手が出て、事件のわずか5分後に“Miss You So Much（会いたいよ）”というメッセージを送信していました（ただし、このアリバイは、起訴後に分かったことです）。

クリス事件とは、無実のクリスさんが不確かなDNA鑑定によって起訴された事件です。



DNA鑑定の闇...



<https://innocenceprojectjapan.org/>

イノセンス・プロジェクト・ジャパン
クリスさんを支援する会



クリストファー・
スティーブン・ペインさんの
事件について
知って頂きたいこと

クリスさんが起訴された理由

被害者から採取された微量かつ混合のDNA資料は、千葉県警の科学捜査研究所（科捜研）でDNA鑑定に付されましたが、犯人の精子のDNAだけを分離することができず、犯人のDNA型を特定できませんでした。

ところで、クリスさんは事件から1年7か月後の2020年2月、山梨県で酔っ払って他人の家の玄関で寝ていたため、住居侵入で現行犯逮捕され翌日釈放されましたが、その際、警察官から口腔内細胞を任意提出するよう求められ、任意提出に応じました。

クリスさんは、CSIなどでDNA鑑定が性犯罪の決定的な証拠になることは知っていますので、クリスさんがわいせつ事件の犯人なら、口腔内細胞を任意提出するはずがありません。

ところが、クリスさんのDNA型は犯人のDNA型と「矛盾しない」とされたのです。DNA鑑定で「矛盾しない」と「一致する」は、決定的に違います。DNA鑑定は、複数のDNAの特定の場所（座位といいます）のDNA型を検査するものですが、「一致する」とは全部の座位でDNA型が一致すること、「矛盾しない」とは、特定できた座位のDNA型は一致するものの、それ以外の座位のDNA型は異なっていないが特定できないため、「一致しない」可能性が残ることを意味するからです。クリスさんと犯人のDNA型は「矛盾しない」だけだったのです。

驚異（脅威）のDNA鑑定

クリスさんは、より正確なDNA鑑定を求めて、起訴後に国選弁護士（2名）にDNA再鑑定を依頼し、千葉地裁はK大学のY教授にDNA再鑑定を命じました。

Y教授の再鑑定（Y鑑定）も混合資料のままの鑑定で、犯人の（精子の）DNAは特定できず、クリスさんと犯人のDNA型は「矛盾しない」というものでした。しかし「一致する」と仮定した場合の確率（出現頻度）は約17兆人に1人（なんと地球2099個分！）という驚異（脅威）のDNA鑑定でした。

2人の国選弁護士はこの数字に圧倒されて無罪判決を得ることは無理と考え、クリスさんを説得し、2023年1月16日から、有罪前提の裁判員裁判が開かれようとしていました。

イノセンス・プロジェクト・ジャパン（IPJ）の支援

しかし、IPJの弁護士が、クリスさんの支援者（交際相手の父親です）の要請を受けて、DNA鑑定を検討したところ、犯人のDNA型を特定できないのにクリスさんと犯人のDNA型が「一致する」ことを前提とした出現頻度の算定であることに気づき、2023年1月10日（裁判員裁判の6日前）にクリスさんと接見し、Y鑑定は決定的な証拠ではないことを説明しました。クリスさんは直ちに、IPJの弁護士に弁護人になってほしいと依頼しました。

IPJの弁護は無償（プロボノ）ですが、私選弁護人が選任されると国選弁護人は解任されることになっています。

そこで、千葉地裁は、2人の国選弁護人を解任し、予定されていた裁判員裁判をすべて取消しました。

そして、再開された公判前整理手続を経て、2024年6月からの裁判員裁判期日が定められました。

無罪証拠を無視したDNA鑑定による誤判

弁護士は「Y鑑定は、犯人のDNA型を特定できないのに出現頻度を算出したDNA鑑定であって決定的な有罪証拠ではない。クリスさんは事件当時、東京都渋谷の職場で働いていて、それを証明するシフト表が存在するだけでなく、事件の5分後に交際相手に送信したメッセージは決定的な無罪証拠である」と主張しました。

ところが千葉地裁は、2024年7月9日「Y鑑定によると、地球上に犯人と同じDNA型の人物は被告人しかいない。犯人であることとメール送信は矛盾しない」と、クリスさんに懲役8年を言い渡したのです。1審判決は、DNA鑑定に幻惑されて、無罪証拠の意味を正しく判断しなかった明らかな誤判です。・

弁護団は、直ちに東京高裁に控訴を申し立てました。控訴審では、2つの重要な問題が浮上しています。

①アメリカのDNA鑑定の専門家であるサイモン・フォード（Simon Ford）博士から、DNA鑑定のエレクトロフェログラム（DNA鑑定ソフトによる型判定の結果）は、検査者による編集が可能だからY鑑定の生データの開示が重要であることを教えられ、Y教授に生データとエレクトロフェログラムの開示を求めました。すると、Y鑑定は型判定ソフトがDNA型と判定していないのに、クリスさんと一致するDNA型を少なくとも4か所「加筆」し、クリスさんが犯人ではないことを示す犯人のDNA型を少なくとも1か所「削除」したことがわかったのです。DNA型が1か所でも異なれば、クリスさんは、犯人ではありません。Y鑑定はデータを改ざんした捏造のDNA鑑定だったのです。

②携帯電話の位置情報の重要性に気づき、2025年5月に、クリスさんのGoogleアカウントのID等を入手して検察官に提供し、クリスさんの事件当時の所在場所を調べるよう求めました。アメリカでは、携帯電話の位置情報がDNA鑑定と並ぶ、無実の決定的な科学的証拠であることが広く知られています。ところが、本件で、警察・検察は逮捕と同時にクリスさんの携帯を押収しながら、何もしてこなかったのです。

クリスさんにご支援を！

クリス事件は、無罪証拠を無視したDNA鑑定によるえん罪です。

裁判所が、無実の主張に耳を傾けずに、約3年半以上もの間クリスさんを勾留し続けていることは、「人質司法」そのものというべきです。

データを改ざんしたDNA再鑑定は、生データを調べるとクリスさんの無実を明らかにしたものでした。

警察・検察が、逮捕と同時に押収した携帯電話の位置情報を捜査していれば、クリスさんは、起訴されることはなかったのです。

クリス事件は、日本の犯罪捜査と刑事裁判に深刻な問題が潜んでいることを教えています。

どうか、クリス事件に注目して頂き、ご支援下さるようお願いします！

クリス事件については、
イノセンス・プロジェクト・ジャパン
のHPでより詳しく説明しています。
興味を持ってくださった方は
是非ご高覧ください。

